

改正

昭和46年 3月30日いわき市条例第22号

昭和49年 6月20日いわき市条例第43号

昭和51年 6月28日いわき市条例第47号

昭和52年 3月29日いわき市条例第32号

昭和53年 3月28日いわき市条例第23号

昭和54年 3月27日いわき市条例第31号

昭和56年 3月27日いわき市条例第28号

昭和57年 3月25日いわき市条例第20号

昭和60年 3月26日いわき市条例第20号

昭和60年 6月24日いわき市条例第28号

昭和61年 3月26日いわき市条例第21号

昭和63年 3月30日いわき市条例第21号

昭和63年 6月28日いわき市条例第28号

平成元年 3月31日いわき市条例第50号

平成 2年 3月28日いわき市条例第17号

平成 6年 3月28日いわき市条例第20号

平成 6年12月27日いわき市条例第45号

平成 7年 3月28日いわき市条例第18号

平成 9年 3月31日いわき市条例第52号

平成15年 3月28日いわき市条例第24号

平成17年 3月31日いわき市条例第20号

平成17年 6月30日いわき市条例第74号

平成20年12月26日いわき市条例第72号

平成23年 3月31日いわき市条例第10号

平成24年 7月 5日いわき市条例第48号

平成25年 3月29日いわき市条例第26号

平成25年12月26日いわき市条例第93号

平成27年3月25日いわき市条例第28号
平成28年12月22日いわき市条例第65号
平成30年3月30日いわき市条例第36号
平成30年10月1日いわき市条例第60号
平成31年3月29日いわき市条例第64号
令和2年3月31日いわき市条例第25号
令和3年6月30日いわき市条例第41号
令和4年12月26日いわき市条例第46号
令和5年3月9日いわき市条例第20号
令和7年3月27日いわき市条例第21号
令和8年3月26日いわき市条例第5号
令和8年3月26日いわき市条例第25号

いわき市都市公園条例

目次

第1章 総則（第1条）

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準（第2条—第2条の4）

第2章 都市公園の管理（第3条—第12条の8）

第2章の2 工作物等の保管の手続等（第12条の9—第12条の13）

第3章 雑則（第13条—第16条）

第4章 罰則（第17条—第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）及び法に基づく命令に定めるもののほか、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

第1章の2 都市公園及び公園施設の設置基準

（住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

第2条 都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地の都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第2条の2 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園（次条第1項において「街区公園」という。）は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準として定めること。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。

(4) 主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び市の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項の条例で定める割合は、次の各号に掲げる都市公園の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

(1) 街区公園 100分の4

(2) 街区公園以外の都市公園 100分の2

2 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第6条第1項第1号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市

公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

- 3 政令第6条第1項第2号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の20を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 4 政令第6条第1項第3号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の10を限度として同項本文又は前2項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。
- 5 政令第6条第1項第4号に掲げる場合に関する法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、都市公園の敷地面積の100分の2を限度として同項本文又は前3項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

第2条の4 政令第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

第2章 都市公園の管理

(行為の制限)

第3条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長（第12条の2第1項の規定により同条第2項第1号に掲げる業務を同条第1項に規定する指定管理者（以下第12条までにおいて「指定管理者」という。）に行わせる都市公園については、当該指定管理者とする。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金、興行その他これらに類する行為をすること。
 - (2) 業とし、写真又は映画を撮影すること。
 - (3) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
 - 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。
 - 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付すことができる。

(許可の特例)

第4条 法第6条第1項若しくは第3項又は第7条第1項前段の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第5条 都市公園においては、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣、魚類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) 張り紙若しくは張り札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外に車両等を乗り入れること。
- (8) 都市公園をその用途外に使用すること。

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設の供用日及び供用時間)

第6条の2 別表第1、別表第1の2及び別表第2に掲げる公園施設（次条第1項において「有料公園施設」という。）の供用日及び供用時間は、別表第2の2のとおりとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる公園施設の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。
- 3 指定管理者は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、市長の承認を得て、別表第1の2及び別表第2に掲げる公園施設の供用日及び供用時間を臨時に変更することができる。

(利用の許可)

第7条 有料公園施設を利用しようとする者は、市長（別表第1の2及び別表第2に掲げる公園施設については、指定管理者。以下この条において同じ。）の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該有料公園施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) その他管理上支障があるとき。

2 市長は、前項前段の許可に条件を付することができる。

(公園施設の設置若しくは管理又は占用の許可申請書の記載事項)

第8条 法第5条第1項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事实施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 都市公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項

ア 管理の目的

イ 管理の期間

ウ 管理する公園施設

エ 管理の方法

オ その他市長の指示する事項

(3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項

2 都市公園を占有しようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 占有物件の管理の方法

(2) 工事实施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 都市公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

(軽易な変更)

第8条の2 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の様態替えて、当該物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用の目的に付随して行うもの
(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料等)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は別表第3に掲げる額の使用料を、別表第1に掲げる公園施設について第7条第1項前段の許可を受けた者は別表第4に掲げる額の使用料を、別表第1の2に掲げる公園施設について同項前段の許可を受けた者は別表第4の2に掲げる額の使用料をそれぞれ納付しなければならない。

2 別表第2に掲げる公園施設について第7条第1項前段の許可を受けた者は、別表第5に定める利用料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

3 指定管理者は、利用料金を自らの収入として收受することができる。

(権利の譲渡、転貸の禁止)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(監督処分)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な処置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公衆上やむを得ない必要が生じた場合

3 前2項の規定にかかわらず、次条第1項の規定により同条第2項第1号及び第2号に掲げる業務を行う指定管理者は、第3条第1項若しくは第3項又は第7条第1項前段の許可を受けた者が第1項各号又は前項各号のいずれかに該当する場合には、当該許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(指定管理者による管理)

第12条の2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第6に掲げる都市公園（別表第1の2及び別表第2に掲げる公園施設を含む。以下同じ。）の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者が行う別表第6に掲げる都市公園の管理に関する業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項及び第3項の許可に関する業務
- (2) 第7条第1項前段の許可に関する業務
- (3) 都市公園の維持管理
- (4) この条例の規定により指定管理者が行うこととされている業務
- (5) その他市長が必要と認める業務

(指定の申請)

第12条の3 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書に、事業計画書その他市長が規則で定める書類を添えて、市長が定める期日までに市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第12条の4 市長は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切に別表第6に掲げる都市公園の管理を行うことができると認める者を指定管理者に指定するものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、別表第6に掲げる都市公園の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理運営ができるものであること。
- (2) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していると認められること。
- (3) 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営ができること。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、効率的な管理運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。

(指定管理者の指定の取消し)

第12条の5 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による

指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する市長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第1項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 第12条の7各号に掲げる管理の基準を遵守しないとき。
- (4) その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

(指定管理者の公表)

第12条の6 市長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なく、その旨を告示するものとする。

(管理の基準)

第12条の7 指定管理者は、次に掲げる基準により、別表第6に掲げる都市公園の管理に関する業務を行わなければならない。

- (1) 法その他の関係法令及び条例の規定を遵守し、適正な施設運営を行うこと。
- (2) 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。
- (3) 都市公園の維持管理を適切に行うこと。
- (4) 当該指定管理者が業務に関連して取得した利用者の個人に関する情報を適切に管理するために必要な措置を講ずること。

(事業報告書の作成及び提出)

第12条の8 指定管理者は、毎年度終了後2月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) 管理経費の収支状況
- (3) その他管理の実態を把握するために必要な事項

第2章の2 工作物等の保管の手続等

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第12条の9 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下この章において「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第12条の10 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

(1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、いわき市公告式条例（昭和41年いわき市条例第1号）第2条第2項の掲示場に掲示し、又はインターネットの利用その他の方法により公表すること。

(2) 前号に規定する公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号に規定する公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（第12条の13において「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を広報紙に掲載すること。

2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第12条の11 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第12条の12 法第27条第6項の規定による工作物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第12条の13 市長は、法第27条第4項の規定により保管した工作物等（同条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示その他必要な情報の提供を求める方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、受領書と引換えに返還するものとする。

第3章 雑則

(届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又

は都市公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 前号に掲げる者が、公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占有を廃止したとき。

(3) 第1号に掲げる者が、法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。

(4) 法第26条第2項又は第4項の規定により同条第2項又は第4項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(5) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(6) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若しくは移転したとき。

(7) 第12条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(使用料の徴収)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は別表第1若しくは別表第1の2に掲げる公園施設に係る第7条第1項前段の許可に係る使用料は、前納とする。

2 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可の期間が2会計年度以上にわたるときは、前項の規定にかかわらず、次年度以降の使用料は、その年度分をその年度の4月末日までに徴収する。

3 使用料が年又は月を単位として定められている場合において、許可の期間に1年又は1月に満たない端数があるときは、それぞれ月割り又は日割りによつて使用料の額を算出する。

4 使用料の額を算出する場合において、許可に係る物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はその面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てるものとする。

(使用料の減免等)

第15条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を減免することができる。

2 市長は、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項、第3条第1項若しくは第3項又は別表第1若しくは別表第1の2に掲げる公園施設に係る第7条第1項前段の許可を受けた者の責めに帰すことができない理由によつてこれらの許可に係る行為又は利用をすることができなくなつたと

きは、納付した使用料の全部又は一部を返還することができる。

- 3 指定管理者は、やむを得ない理由があると認めるときは、利用料金の全部若しくは一部を減免し、又は既納の利用料金の全部若しくは一部を返還することができる。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第15条の2 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにしてその旨を公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第15条の3 第3条から第15条まで(第7条及び第12条の2から第12条の8までを除く。)の規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

第4章 罰則

第17条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、5万円以下の過料を科すことができる。

- (1) 第3条第1項又は第3項(第15条の3において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第5条(第15条の3において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第12条第1項又は第2項(第15条の3において準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第18条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免かれた者に対しては、その徴収を免かれた額の5倍に相当する額以下の過料を科すことができる。

第19条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の過料を科すことができる。

第20条 法第5条の11の規定により市長に代わつて、その権限を行う者は、この章の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 昭和41年いわき市告示第24号により施行された平市都市公園条例(昭和39年平市条例第24号)及

び磐城市都市公園条例（昭和40年磐城市条例第12号）は、廃止する。

- 3 この条例の施行前に平市都市公園条例及び磐城市都市公園条例の規定に基づきなされた許可その他の行為は、この条例によつてなされたものとみなす。

附 則（昭和46年3月30日いわき市条例第22号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年6月20日いわき市条例第43号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年6月28日いわき市条例第47号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年3月29日いわき市条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年3月28日いわき市条例第23号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月27日いわき市条例第31号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月27日いわき市条例第28号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月25日いわき市条例第20号）

この条例は、昭和57年4月1日から施行し、改正後のいわき市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）別表第2の規定は、同日以後に公園施設を設け、都市公園を占用し、改正後の条例第3条第1項各号に掲げる行為をし、又は有料公園施設を利用する者から適用する。

附 則（昭和60年3月26日いわき市条例第20号）

- 1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に占用の許可を受けている者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年6月24日いわき市条例第28号）

この条例は、昭和60年8月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月26日いわき市条例第21号）

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月30日いわき市条例第21号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月28日いわき市条例第28号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（平成元年3月31日いわき市条例第50号）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2 1、3及び4の表は、この条例の施行の日以後の使用、行為及び利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用、行為及び利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2 2の表は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、同日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月28日いわき市条例第17号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成6年3月28日いわき市条例第20号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年12月27日いわき市条例第45号）

- 1 この条例は、平成7年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月28日いわき市条例第18号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日いわき市条例第52号）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 1 公園施設を設ける場合の表及び3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の表並びに別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、行為又は利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用、行為又は利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3 2 都市公園を占用する場合の表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月28日いわき市条例第24号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日いわき市条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月30日いわき市条例第74号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第12条の2の次に6条を加える改正規定（第12条の3から第12条の6までに係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日にこの条例による改正前のいわき市都市公園条例の規定により市長がした処分その他の行為又は現に市長に対してされている申請その他の行為で、この条例による改正後のいわき市都市公園条例の規定により同条例第12条の2第1項に規定する指定管理者が行うこととなるもの又は指定管理者に対してされることとなるものについては、同条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正）

- 3 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成20年12月26日いわき市条例第72号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正）

- 2 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成23年3月31日いわき市条例第10号）

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、目次の改正規定及び第2章の次に1章を加える改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、同日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成24年7月5日いわき市条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日いわき市条例第26号）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、同日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年12月26日いわき市条例第93号）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 1 公園施設を設ける場合の表及び3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合の表並びに別表第4の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、行為又は利用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用、行為又は利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第3 2 都市公園を占用する場合の表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日いわき市条例第28号）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 2 都市公園を占用する場合の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、同日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月22日いわき市条例第65号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
（いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正）
- 2 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成30年3月30日いわき市条例第36号）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第20条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第14条第4項及び別表第3 2 都市公園を占用する場合の表の規定は、この条例の施

行の日以後の使用又は占有の期間に係る使用料について適用し、同日前の使用又は占有の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成30年10月1日いわき市条例第60号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日いわき市条例第64号）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3及び別表第4の規定は、この条例の施行の日以後の使用、占有、行為又は利用の許可に係る使用料について適用し、同日前の使用、占有、行為又は利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月31日いわき市条例第25号）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 2 都市公園を占有する場合の表の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る使用料について適用し、同日前の占有の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和3年6月30日いわき市条例第41号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月26日いわき市条例第46号）

- 1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。
- 2 改正後の別表第4 2 いわきグリーンフィールド（1）いわきグリーンフィールド使用料の表、別表第4 2 いわきグリーンフィールド（2）附属設備使用料の表、別表第4 3 多目的広場（1）多目的広場使用料の表及び別表第4 3 多目的広場（2）附属設備使用料の表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月9日いわき市条例第20号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3 2 都市公園を占有する場合の表の規定は、この条例の施行の日以後の占有の期間に係る使用料について適用し、同日前の占有の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月27日いわき市条例第21号）

（施行期日）

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。

(いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例の一部改正)

2 いわき市障害者、高齢者及び児童生徒等の利用に係る公の施設の使用料の減免に関する条例（平成13年いわき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（令和8年3月26日いわき市条例第5号抄）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月26日いわき市条例第25号）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の許可に係る使用料の徴収について適用し、施行日前の許可に係る使用料の徴収については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第3 2 都市公園を占用する場合の表の規定は、施行日以後の占用の期間に係る使用料について適用し、施行日前の占用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第6条の2、第7条、第10条、第14条、第15条関係）

都市公園	公園施設の名称
磐城平城しろあと公園	磐城平城しろあと公園体験学習施設

別表第1の2（第6条の2、第7条、第10条、第12条の2、第14条、第15条関係）

都市公園	公園施設の名称
21世紀の森公園	いわきグリーンスタジアム いわきグリーンフィールド 多目的広場 テニスコート 屋内多目的広場

別表第2（第6条の2、第7条、第10条、第12条の2関係）

都市公園	公園施設の名称
三崎公園	いわきマリンタワー 三崎公園野外音楽堂

別表第2の2（第6条の2関係）

有料公園施設	供用日	供用時間
磐城平城しろあと公園体験学習施設	次に掲げる以外の日 (1) 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）	午前9時から午後5時まで

	に規定する休日（以下この表において「休日」という。）に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	
21世紀の森公園施設	次に掲げる日以外の日 (1) 火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日	午前9時から午後9時まで（テニスコートについては、午前9時から午後5時まで）
いわきマリンタワー	次に掲げる日以外の日 (1) 月の第3火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日	午前9時から午後5時まで
三崎公園野外音楽堂	次に掲げる日以外の日 (1) 月の第3火曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日） (2) 1月1日	午前9時から午後8時まで

別表第3（第10条関係）

1 公園施設を設ける場合

区分		単位	金額
公園施設を設けるため 土地を使用する場合	臨時売店	1平方メートル1日につき	20円
	その他の施設	1平方メートル1年につき	240円
		1平方メートル1月につき	20円

備考 使用期間が1月未満のものに係る使用料の額は、この表に基づき算出した額に1.1を乗じて得た額とする。

2 都市公園を占用する場合

占用物件	単位	金額
第1種電柱	1本につき1年	570円

第2種電柱		880円	
第3種電柱		1,200円	
第1種電話柱		510円	
第2種電話柱		820円	
第3種電話柱		1,100円	
共架電線その他上空に設ける線類		5円	
地下に設ける電線その他の線類	長さ1メートルにつき1年	3円	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		430円	
送電塔その他これに類するもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000円	
水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	22円
管、ガス管その他	外径が0.07メートル以上0.1メ		31円
これらに類する	ートル未満のもの		
もの	外径が0.1メートル以上0.15メ		46円
	ートル未満のもの		
	外径が0.15メートル以上0.2メ		61円
	ートル未満のもの		
	外径が0.2メートル以上0.3メ		92円
	ートル未満のもの		
	外径が0.3メートル以上0.4メ		120円
	ートル未満のもの		
	外径が0.4メートル以上0.7メ		220円
	ートル未満のもの		
	外径が0.7メートル以上1メ		310円
	ートル未満のもの		
	外径が1メートル以上のもの		610円
旗ざお	競技会、集会、展示会、博覧会	1本につき1日	9円
	その他これらに類する催しに際		

	し、一時的に設けるもの		
競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しに際し、設ける仮設工作物	占用面積1平方メートルにつき1日		20円
工所用材料の置場その他これに類するもの			30円

備考

- 1 「第1種電柱」とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 「第1種電話柱」とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、「第2種電話柱」とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第3種電話柱」とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 占用期間が1月未満のものに係る使用料の額は、この表に基づき算出した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 5 この表の種類により難いものに係る使用料の額は、その都度市長の定めるところによる。

3 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

行為の別	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為	1日につき	550円
業として行う写真撮影	1台1月につき	2,200円
業として行う映画撮影	1日につき	2,200円
興行を行う場合	1件1日につき	2,200円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する行為を行う場合	1件1日につき	2,200円

別表第4（第10条関係）

1 磐城平城しろあと公園体験学習施設使用料

施設区分	金額	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
展示交流室	4,860円	6,480円
情報発信室	1,350円	1,800円
文化体験室(1)	1,080円	1,440円
文化体験室(2)	1,080円	1,440円

備考

- 午前9時以前又は午後5時以降の使用に係る使用料の額は、1時間につき、午後1時から午後5時までの規定使用料の100分の30に相当する額とする。この場合において、使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 正午から午後1時までの使用に係る使用料の額は、午後1時から午後5時までの規定使用料の100分の30に相当する額とする。
- 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

2 附属設備使用料

設備区分	単位	金額
マイクروفオン（スタンド付）	1組1回	110円
ワイヤレスマイクروفオン	1組1回	660円
ビデオプロジェクター（固定式）	1台1回	1,320円
液晶ディスプレイ	1台1回	1,320円
持込電気機器	1キロワットにつき	110円

備考

- 「1回」とは、施設使用料に掲げる時間区分の単位をいう。
- 持込電気機器に係る使用料の算定は、当該持込電気機器に表示する消費電力量に基づき行うものとし、消費電力量が1キロワット未満のときはこれを1キロワットとし、消費電力量に1キロワット未満の端数があるときはその端数を1キロワットとする。

別表第4の2（第10条関係）

1 いわきグリーンスタジアム

(1) いわきグリーンスタジアム使用料

使用区分				金額		
				A 午前9時から 午後6時まで	B 午後6時から 午後9時まで	
入場料を徴 収しないと き	アマチュアス ポーツを目的 とする行事で ある場合	一般	平日	1時間につき 2,430円	1時間につき 3,040円	
			日曜日等	1時間につき 3,040円	1時間につき 3,800円	
		高校生以下(高専 校生を含む。)	平日	1時間につき 1,210円	1時間につき 1,520円	
			日曜日等	1時間につき 1,520円	1時間につき 1,900円	
	その他の行事である場合	平日	1時間につき 12,170円	1時間につき 15,210円		
		日曜日等	1時間につき 15,210円	1時間につき 19,020円		
	入場料を徴 収するとき	アマチュアス ポーツを目的 とする行事で ある場合	一般	平日	最高入場料の200人分に相当する額	
				日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額	
高校生以下(高専 校生を含む。)			平日	1時間につき 6,080円	1時間につき 7,600円	
			日曜日等	1時間につき 7,600円	1時間につき 9,500円	
その他の行事である場合		平日	最高入場料の300人分に相当する額			
		日曜日等	最高入場料の400人分に相当する額			

備考

- 1 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

- 2 午前9時以前又は午後9時以降の使用に係る使用料の額は、B欄に掲げる額とする。
- 3 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料

設備区分		単位	金額	
			アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	その他の行事である場合
夜間照明設備	全灯を使用する場合	1時間	32,030円	160,190円
	2分の1灯を使用する場合	1時間	16,020円	32,030円
	4分の1灯を使用する場合	1時間	8,010円	16,020円
スコアボード		1時間	1,100円	5,500円
放送設備		1時間	550円	1,100円
中継放送設備		1日	10,710円	53,570円
会議室		1室1時間	550円	1,100円
温水シャワー		1室1時間	1,650円	3,300円
ピッチングマシン		1機1時間	550円	1,100円
屋内練習場		1面1時間	1,100円	2,200円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

2 いわきグリーンフィールド

(1) いわきグリーンフィールド使用料

使用区分	金額	
	A	B
	午前9時から 午後6時まで	午後6時から 午後9時まで

入場料を徴収しないとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	1時間につき 3,080円	1時間につき 3,850円	
			日曜日等	1時間につき 3,850円	1時間につき 4,810円	
		高校生以下 (高専校生を含む。)	平日	1時間につき 1,540円	1時間につき 1,920円	
			日曜日等	1時間につき 1,920円	1時間につき 2,400円	
	その他の行事である場合	平日	1時間につき 15,400円	1時間につき 19,250円		
		日曜日等	1時間につき 19,250円	1時間につき 24,050円		
	入場料を徴収するとき	アマチュアスポーツを目的とする行事である場合	一般	平日	最高入場料の125人分に相当する額	
				日曜日等	最高入場料の150人分に相当する額	
高校生以下 (高専校生を含む。)			平日	1時間につき 7,700円	1時間につき 9,600円	
			日曜日等	1時間につき 9,600円	1時間につき 12,000円	
その他の行事である場合		平日	最高入場料の200人分に相当する額			
		日曜日等	最高入場料の250人分に相当する額			

備考

- 1 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 午前9時以前又は午後9時以降の使用に係る使用料の額は、B欄に掲げる額とする。
- 3 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 4 この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 附属設備使用料

設備区分	単位	金額
------	----	----

			アマチュアスポーツを 目的とする行事である 場合	その他の行事である場 合
夜間照明設 備	全灯を使用する 場合	1 時間	17,180円	85,910円
	2分の1灯を使 用する場合	1 時間	8,590円	17,180円
	4分の1灯を使 用する場合	1 時間	4,290円	8,590円
大型映像装置		1 時間	6,900円	13,810円
スコアボード		1 時間	550円	1,100円
放送設備		1 時間	550円	1,100円
諸室		1 室 1 時間	550円	1,100円
温水シャワー		1 室 1 時間	1,650円	3,300円

備考

- 1 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 2 諸室に係る使用料については、いわきグリーンフィールドを使用しない場合に限り徴収する。
- 3 多目的広場

(1) 多目的広場使用料

使用区分			単位	金額（2分の1面又は3分の1面の使用の使用料は、それぞれ2分の1又は3分の1相当額）	
				A 午前9時から 午後6時まで	B 午後6時から 午後9時まで
アマチュアスポ ーツを目的とす る行事である場	一般	平日	1 時間	2,550円	3,190円
		日曜日等	1 時間	3,190円	3,980円
	高校生以下（高	平日	1 時間	1,270円	1,590円

合	専校生を含む。)	日曜日等	1時間	1,590円	1,990円
その他の行事である場合		平日	1時間	12,750円	15,950円
		日曜日等	1時間	15,950円	19,900円

備考

- 「2分の1面又は3分の1面」とは、施設の面積の2分の1又は3分の1相当のものをいう。
- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 午前9時以前又は午後9時以降の使用に係る使用料の額は、B欄に掲げる額とする。
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- この表に基づいて算出した使用料の額に10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げる。

(2) 附属設備使用料

設備区分		単位	金額
夜間照明設備	全灯を使用する場合	1時間	1,840円
	2分の1灯を使用する場合	1時間	920円
	3分の1灯を使用する場合	1時間	610円

備考 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

4 テニスコート使用料

使用区分		金額	
		一般	高校生以下 (高専校生を含む。)
専用使用	1面1時間につき	310円	310円
個人使用	1時間につき	110円	50円
年間個人使用		6,290円	3,140円

備考

- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。
- 「年間個人使用」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間の個人使用をいう。ただし、

当該期間の中途において使用の許可を受けたときは、その許可の日から当該期間の末日までの個人使用をいう。

5 屋内多目的広場

(1) 屋内多目的広場使用料

使用区分		単位	金額	
			A 午前9時から 午後6時まで	B 午後6時から 午後9時まで
一般	平日	1面1時間	1,460円	1,830円
	日曜日等	1面1時間	1,830円	2,290円
高校生以下（高専 校生を含む。）	平日	1面1時間	730円	910円
	日曜日等	1面1時間	910円	1,140円

備考

- 「日曜日等」とは、土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 「1面」とは、施設の面積の4分の1相当のものをいう。
- 午前9時以前又は午後9時以降の使用に係る使用料の額は、B欄に掲げる額とする。
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

(2) 附属設備使用料

設備区分	単位	金額
夜間照明設備	1面1時間	100円
放送設備	1時間	100円
温水シャワー	1回	100円

備考

- 「1面」とは、施設の面積の4分の1相当のものに係る設備をいう。
- 「1回」とは、10分以内における使用をいう。
- 使用時間が1時間未満のときはこれを1時間とし、使用時間に1時間未満の端数があるときはその端数を1時間として計算する。

別表第5（第10条関係）

1 いわきマリンタワー

名称	区分	種別	単位	金額	摘要
いわきマリンタワー		展望台	1人1回	一般 330円	20人以上は、団体扱いとし、一般は280円、大学生、 大学生、高等専門高等専門学校生、高校生、中 等学校生、高校生、学生及びこれらに準ずる者 は170円、小学生及びこれら に準ずる者は110円とする。
				220円	
		自動望遠鏡	1回	170円	
				110円	

2 三崎公園野外音楽堂

区分		午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午後5時から午後8時まで
入場料を徴収しない場合		3,300円	3,300円	4,400円
入場料を徴収する場合	入場料の額が1,000円以下のとき	6,600円	6,600円	8,800円
	入場料の額が1,000円を超えるとき	9,900円	9,900円	13,200円

備考 利用時間を延長し、又は繰り上げた場合における利用料金の額は、1時間につき、入場料を徴収しない場合は1,100円と、入場料を徴収する場合で、その額が1,000円以下のときは2,200円と、その額が1,000円を超えるときは3,300円とする。この場合において、利用時間に1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。

別表第6（第12条の2、第12条の4、第12条の7関係）

- （1） 観音山公園、館下公園、矢田川公園、横町公園、平中央公園、天上田公園、白土公園、吉野谷公園、吹松公園、玉露中央公園、走熊公園、東田中央公園、丹後沢公園、泉ヶ丘中央公園、元気の丘公園、中部工業団地公園、山口公園、うすいそ公園、豊間はまなす公園及び滝尻3号公園
- （2） 金山公園、好間中央公園、松ヶ岡公園及び豊間公園
- （3） 21世紀の森公園
- （4） 上荒川公園
- （5） 水石山公園、新舞子浜公園、御幸山公園、三崎公園及び勿来の関公園
- （6） 白土緑地、新川西緑地、新川東緑地、金谷緑地、中部工業団地緑地、鹿島緑地及び谷川瀬緑地
- （7） 若葉台緑道、中央台北緑道、洋向台緑道、泉ヶ丘緑道、玉露中央緑道、玉露西緑道、飯野緑道、高久緑道及び高久遊歩道
- （8） 丸山公園、湯の岳公園、スポットパーク好間及び中街つつじ公園